福岡県知的障がい者福祉協会会則

（名　　称）
第１条　この会は、福岡県知的障がい者福祉協会（以下「本会」という。）と称す。

（構　　成）
第２条　本会は、福岡県内における社会福祉法人、公益財団法人、公益社団法人、国及び地方公共団体等が経営する知的障がいを主たる対象として障がい福祉サービスを行う施設・事業所（以下「施設」という。）の加入をもって構成し、会員とする。
２　前項に定める会員以外の障がい福祉サービスをおこなう施設は、準会員となることができる。

（目　　的）
第３条　本会は、福岡県内の施設相互の連携をはかり、知的障がい者の福祉増進のため、効果的な活動を推進する。

（事　　業）
第４条　本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
一　施設相互の連絡調整。
二　知的障がい者に関する調査研究及び広報。
三　施設職員相互の研修及び福利の増進とする。
四　施設や知的障がい者に関する、法律、制度、施策等への福祉向上のための提言、要望、改革の活動。
五　社会福祉関係者との連絡提携。
六　その他、本会の目的達成に必要な事業。

（事　務　局）
第５条　本会の事務局は、福岡県社会福祉協議会事務局内におく。

（役員の定数）
第６条　本会に次の役員をおく。
一　会　長　　１名
二　副会長　　４名
三　理　事　　１２名以内（副会長を含む）
四　監　事　　２名

（役員の選任）
第７条　会長は理事の互選とし、総会で承認を得る。
２　副会長は県内４地区から選任するものとする。
３　会長は専任とし、副会長は理事を兼任することができるものとする。
４　会長に選任された理事の補欠選任については、役員会で推薦を行い総会において承認を得る。

５　理事は、県内４地区から各１名、児童発達支援部会、障がい者支援施設部会、日中活動支援部会、生産活動・就労支援部会、地域支援部会、相談支援部会、権利擁護・研修部会、支援スタッフ部会の代表各１名をもって充て、総会で報告し承認を得る。選出については、各地区および部会毎における協議の上、代表を選出する。
６　監事は総会で選任する。
７　副会長、理事及び監事の選出にあたっては、第２条第１項に定める施設及び事業所に属する者とする。

（役員の職務）
第８条　役員の職務は次のとおりとする。
一　会長は、本会の会務を総轄する。
二　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
三　理事は、種別施設、各地区施設長会を代表し、選出母体内の会務の事業や連絡調整に当たる。
四　監事は、本会の事業及び会計事務を監査する。

（役員の任期）
第９条　役員の任期は２年とする。ただし、再任を防げない。
２　補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
３　役員は任期満了後も後任者の就任に至るまでは、その職務を行うものとする。

（会　　議）
第１０条　会議は総会、役員会、施設長会とする。
２　会議は会長が招集し、出席者の中から議長を選任する。
３　会議は、定員の過半数の要求があれば、これを開かねばならない。
４　会議の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（役　員　会）
第１１条　役員会において審議すべき事項は次のとおりとする。
一　業務の執行に関する事項。
二　総会及び施設長会に付議すべき事項、または総会、施設長会及び従事者会代表より付議された事項。
三　その他業務執行上の重要な事項。

（総　　会）
第１２条　総会は年度初め及び年度末に開催する。ただし、会員総数の３分の１以上の者が開催を求めた時、また会長が必要と認める場合は、臨時に招集することができる。
２　施設長が出席出来ない場合は、他の施設長に委任する。ただし、会長・副会長委任は除く。
３　総会は、施設長及び役員をもって構成する。
４　総会に付議すべき事項は次のとおりとする。
一　事業計画及び収支予算の議決並びに事業報告及び決算の承認に関する事項。
二　会則の改正に関する事項。

三　規定の制定及び改廃に関する事項。
四　その他重要な事項。

（施設長会及び地区施設長会）
第１３条　施設長会及び地区施設長会は必要に応じて開催し、次のような事項に関する会議や審議及び研修を行う。
一　施設の運営や管理に関する課題。
二　入所者の処遇や行事等に関する課題。
三　制度や施策に関する課題。
四　その他これに準ずる事項。
２　会議研修等については、役員会が主宰し実行する。

（委員会及び分科会）
第１４条　本会の事業の円滑なる運営を図るため、役員会の同意を得て、部会、委員会及び分科会を置くことができる。
２　部会、委員会及び分科会の運営についての細則は、委員会及び分科会において定める。

（除　　名）
第１５条　会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において出席者の過半数をもって除名を行う。
一　会費を２年以上納入しないとき
二　本会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき

（裁定委員会）
第１６条　本会に裁定委員会を置く。
２　裁定委員会は、正副会長によって構成する。
３　裁定委員会は、役員会の命により不祥事等の内容について調査を行い、その結果を役員会に報告する。
４　裁定委員会が上記調査を実施するときは、その会員にその旨をあらかじめ通知するとともに、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

（経　　費）
第１７条　本会の経費は、施設負担金、寄付、その他の収入をもって充てる。
２　施設負担金徴収は別に定めるところによる。
３　本会の事業経費及び人事に関する経費の支出については別にこれをさだめる。

（会 計 年 度）
第１８条　本会の会計年度は毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（予算・決算）
第１９条　本会の予算は、毎会計年度開始前に総会の議決によりこれを定め、決算は、毎会計年度終了後３ヶ月以内に監事の監査を受け、総会の承認を得るものとする。

附　則
この会則は、昭和５８年４月１日から施行する。従前の福岡県愛護協会会則は廃止する。ただし、日本愛護協会の構成団体としての事業は行う。
附　則
この会則は、昭和６３年　３月１５日改正し、同年４月１日から施行する。
附　則
この会則は、平成　５年　７月２１日改正し、同日から施行する。
附　則
この会則は、平成　６年　７月１３日改正し、同日から施行する。
附　則
この会則は、平成　７年　６月１３日改正し、同日から施行する。
附　則
この会則は、平成　９年　３月２７日改正し、同年４月１日から施行する。
附　則
この会則は、平成１０年　３月２４日改正し、同年４月１日から施行する。
附　則
この会則は、平成１１年　３月１７日改正し、同年４月１日から施行する。
附　則
この会則は、平成１５年　３月１１日改正し、同年４月１日から施行する。
附　則
この会則は、平成１５年　５月１４日改正し、同年４月１日から施行する。
附　則
この会則は、平成１９年　１月１９日改正し、同日から施行する。
附　則
この会則は、平成１９年　９月１２日改正し、同日から施行する。
附　則
この会則は、平成１９年１２月１１日改正し、同日から施行する。
附　則
この会則は、平成２０年　３月１１日改正し、同日から施行する。
附　則
この会則は、平成２４年　３月２２日改正し、４月１日から施行する。
附　則
この会則は、平成２６年　５月２２日改正し、４月１日から施行する。
附　則
この会則は、平成２９年　５月１９日改正し、同日から施行する。
附　則
この会則は、平成３０年　３月１５日改正し、４月１日から施行する。
附　則
この会則は、平成３０年　５月２２日改正し、同日から施行する。